

建設・産業課

問い合わせ 建設課・産業課 まで

山地災害、林道災害にご注意を！

梅雨、台風などに伴う大雨・長雨時は、山林の地盤が不安定になっています。災害から身を守るには、その前ぶれを知り、日頃から十分に備えることが大切です。

- ・山から小石がバラバラと落ちてきた場合
- ・河川が急に濁りだしたり、流木が混ざり始めた場合
- ・雨が降っているのに、河川の水位が減り始めた場合
- ・山から聞き慣れない音が聞こえた場合



また、林道の利用については、落石や崩土等が発生する恐れがあります。林道の通行は避け、安全と思われる道路を利用しましょう。

農地・農業用施設の所有者、管理者(受益者)の皆様へ

今年も梅雨、台風などに伴う集中豪雨、洪水による災害発生を懸念する時期となりました。特に農地・農業用施設(用水路、排水路、ため池、頭首工、ポンプ場等)の災害は、農業経営の不安定、農地の荒廃を招く要因となります。また、被害が人命、家屋等に及ぶ恐れがあることから、次のような災害防止対策に努めてください。

- 常に気象情報に注意し、農地・農業用施設の巡回、点検を行ってください。
- 定期的に、農地・農業用施設の整備、補強を行ってください。
- 常日頃から洪水時に備え、農業用施設の堆積土砂、流木および浮遊物等の除去を行ってください。
- 洪水調整として、水田が一時的に降雨を貯留出来るよう努めてください。
- 施設の見回り等においても、人命が最優先です。安全を確認してから行ってください。

町民課

問い合わせ 町民課 国民健康保険係 まで

国民健康保険税が変わります

八百津町の国民健康保険事業運営は、加入者の高齢化や医療の高度化等に伴い、町が支払う医療費が年々増加し、このままでは、国民健康保険財政の健全な運営が困難となってしまいます。このため、町議会3月定例会で議決をいただき、国民健康保険の税率を以下のとおり変更しました。

改正前

区分	税率	
医療分 限度額 47万円	所得割	3.9%
	資産割	28%
	均等割	1人 24,000円
	平等割	1世帯 19,000円
支援金分 限度額 12万円	所得割	1.1%
	資産割	7%
	均等割	1人 6,000円
	平等割	1世帯 5,000円
介護分 限度額 10万円	所得割	1.2%
	資産割	7%
	均等割	1人 9,000円
	平等割	1世帯 7,000円

改正後

区分	税率	
医療分 限度額 50万円	所得割	4.3%
	資産割	30%
	均等割	1人 26,000円
	平等割	1世帯 20,000円
支援金分 限度額 13万円	所得割	1.3%
	資産割	8%
	均等割	1人 8,000円
	平等割	1世帯 6,000円
介護分 限度額 10万円	所得割	1.2%
	資産割	7%
	均等割	1人 9,000円
	平等割	1世帯 7,000円

保険税は毎年5月から2月までの10回払いで、皆様にご負担いただいています。5・6・7月分は仮算定として、前年度保険税額の10分の1の額をそれぞれ納めていただいております。

8月分から本算定として新税率で年税額を計算し、既に納めていただいた仮算定分を差し引き、残りの額を7ヶ月でお納めいただくこととなります。

国民健康保険税は、加入者の皆様が病気やケガをしたときの医療費にあてられる貴重な財源です。また、経済的な不安もなく安心して医療を受けられるよう、私たちの健康を守ってくれる大切な制度です。

加入者の皆様には、負担が増えることとなりますが、みんなで負担して支え合うという国民健康保険制度の趣旨に、ご理解とご協力をお願いします。